

事 案	<p>法定の構造設備を使用するとき</p> <p>※ 大阪府において「申請者による自主検査」を認めている事案は、『開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合であって、何ら実質的な変更を生じないものと認められる場合』のみであり、市も同様とする。</p>
根拠法令	<p>医療法第 27 条</p> <p>※ 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>※ 特例条例により市の検査・許可証の交付（医療法第 7 条第 1 項及び第 2 項の市の許可分）「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 8 日付け健政発 707 号 厚生省健康政策局長通知）</p>
提出期限	<p>事前</p> <p>※ 本件に関しては、「申請者による自主検査」とする場合であり、自主検査後にこの申請を行い、許可証の交付を受けた後でなければ、当該施設等を使用してはならない。（自主検査を行ったことで、使用できるわけではない。）</p> <p>※ 自主検査：検査の対象とする構造設備について、申請者自身が検査を行うことにより、必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認すること。</p>
提出窓口	管轄保健所
添付書類	<p>1 平面図</p> <p>2 エックス線関係図面（エックス線装置に係る申請の場合。①管理区域を明示した隣接部の平面図〔上下階含む〕 ②使用室の詳細図〔平面図、断面図〕）</p> <p>3 建築基準法の検査済証の写し（対象の場合。開設者の原本証明済みのもの）</p> <p>4 高周波利用設備許可状の写し（MRI を使用する場合。電波法第 100 条に基づく、近畿総合通信局からの許可状。開設者の原本証明済みのもの）</p>
提出部数	2 部
手数料	12,400 円（寝屋川市保健所事務手数料条例 第 2 条、保健所窓口にて現金収納）

様式の審査要領

【各項目については、原則として「病院開設許可」もしくは「病院開設許可事項中一部変更許可」に記載されている内容と相違ないこと。】

「検査結果の届出書」以外の部分	<p>・ 本様式の審査要領については、「病院構造設備使用許可申請書（様式 2）」と同じ。（同様式の審査要領を参照）</p>
検査結果の届出書	
「届出者」欄	<p>1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名が記載されていること。</p> <p>2 医師及び歯科医師にあつては、開設者個人の住所及び氏名が記載されていること。</p>
1 病院名	<p>1 開設許可又は変更届がなされている名称が、記載されていること。（現に開設している病院の名称）</p> <p>2 法人にあつては、定款等に記載されている名称と一致していること。</p>
2 開設の場所	<p>1 地番まで正確に記載されていること。</p>
3 検査実施者	<p>1 検査を実施した者の氏名が記載されていること。</p> <p>2 検査を実施した者の所属（役職等）が記載されていること。</p>
4 自主検査実施年月日	<p>1 申請者による自主検査を実施した年月日が記載されていること。</p>

5 軽微な変更の区分	1 軽微な変更の区分について、該当する項目を適切に選択していること。
6 検査の種別	1 検査の種別について、該当する項目を適切に選択していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第7条第1項の許可 ⇒ 病院の開設許可に係る検査 ・ 医療法第7条第2項の許可 ⇒ 病院開設許可事項中一部変更許可に係る検査
7 検査実施項目及び検査結果	1 検査実施項目について、病院構造設備使用許可申請書における「別紙1 建物の構造概要」「別紙2 法定施設等の構造設備の概要」「別紙3 病室別病床数等」「別紙4 従業者名簿」の該当する項目を適切に選択していること。 2 検査結果について (1) 添付されている図面と照合した結果が、適切に選択されていること。 (2) 医療法に基づく必要な基準が、満たされているのか、適切に選択されていること。 (3) 実際の状態が、使用可能かどうか、適切に選択されていること。 (4) 医師、看護師その他の従業員の標準員数が、確保されているかどうか、適切に選択されていること。 3 前項の検査結果については、全て要件を満たしていること。（要件を満たしていない場合、当然、使用許可できない）
その他	1 「検査結果の届出書」は、寝屋川市長による使用前検査に換え、申請者による自主検査を行った場合に、使用許可申請に際して提出するものである。 2 申請者が寝屋川市長による検査を希望する場合は、自主検査によらず、従来の使用前検査による使用許可を行う。 3 使用許可証を交付した後に、医療法の構造設備に関する規定に違反する事実が判明した場合には、同法第24条による施設の使用制限等を命じることができます。 申請者に対し、検査は慎重かつ適切に実施するよう啓発すること。